2　被災関連市町村等は、法第五十四条第九項の規定による住宅地区改良法第七条各号に掲げる者との間の協議が調い、同項の規定により国土交通大臣に協議をしようとするときは、協議書に復興整備計画に記載しようとする法第五十四条第八項に規定する住宅地区改良事業に関する事項を記載した書類その他国土交通大臣が定める書類を添えて、これらを内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

（協議会が組織されていない場合等における国土交通省が行う地籍調査に関する協議）

**第四条**　法第五十六条第三項の規定により同意を得ようとする被災関連市町村等は、協議書に復興整備計画に記載しようとする同条第一項に規定する国土交通省が行う地籍調査に関する事項を記載した書類その他国土交通大臣が定める書類を添えて、これらを内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

**附　則**

この命令は、法の施行の日（平成二十三年十二月二十六日）から施行する。

## ○内閣府・国土交通省令第五号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第十八条第五項の規定に基づき、東日本大震災復興特別区域法第十八条第一項の認定の申請に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十二日

内閣総理大臣　野田　佳彦
国土交通大臣　前田　武志

東日本大震災復興特別区域法第十八条第一項の認定の申請に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令

（都道府県公安委員会への書面の送付）

**第一条**　国土交通大臣は、東日本大震災復興特別区域法（以下「法」という。）第十八条第一項の認定の申請（以下「認定申請」という。）に係る法第四条第十項（法第六条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の同意を求められたときは、法第十八条第五項ただし書に該当する場合を除き、遅滞なく、同条第一項に規定する被災区域道路運送確保事業を実施する区間を管轄する都道府県公安委員会（以下「関係公安委員会」という。）に対し、当該認定申請に係る復興推進計画の写しを添えて、意見を求める旨の書面を送付するものとする。

（意見の提出）

**第二条**　関係公安委員会は、前条に規定する書面の送付を受けたときは、当該書面の送付を受けた日から二十日以内（法第十八条第一項に規定する被災区域道路運送確保事業の内容（以下「事業内容」という。）に、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（以下「一般乗合旅客自動車運送事業」という。）が含まれる場合において、当該一般乗合旅客自動車運送事業に係る運行の態様が道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）第三条の三第二号に掲げる路線不定期運行のみであるときにあっては、十四日以内）に国土交通大臣に対し、意見を提出するものとする。

（意見を聴く必要がない場合）

**第三条**　法第十八条第五項ただし書の国土交通省令・内閣府令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　事業内容に一般乗合旅客自動車運送事業が含まれない場合

二　事業内容に一般乗合旅客自動車運送事業が含まれる場合であって、当該一般乗合旅客自動車運送事業に係る運行の態様が道路運送法施行規則第三条の三第三号に掲げる区域運行のみである場合

三　認定申請により設定し、又は変更しようとする一般乗合旅客自動車運送事業に係る路線において道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第三条に規定する普通自動車である事業用自動車のみを使用する場合

四　認定申請により設定し、又は変更しようとする一般乗合旅客自動車運送事業に係る路線及び停留所の位置が当該認定申請に係る法第四条第十項の同意を求められた時点で運行している他の一般乗合旅客自動車運送事業に係る路線及び停留所の位置と共通である場合、又は路線及び停留所の廃止に伴って他の一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が新たに当該路線及び停留所と同一の路線及び停留所の位置により運行しようとする場合

（都道府県公安委員会への通知）

**第四条**　国土交通大臣は、第二条の規定による関係公安委員会の意見の提出があった認定申請に係る法第四条第十項の同意について同意又は不同意の旨を通知したときは、遅滞なく、その旨及びその内容を当該関係公安委員会に通知するものとする。

**附　則**

この命令は、法の施行の日（平成二十三年十二月二十六日）から施行する。

## ○内閣府・国土交通省・環境省令第一号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十九条第六項の規定に基づき、東日本大震災復興特別区域法第四十九条第六項に規定する国土交通大臣、環境大臣等に対する協議に関する命令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十二日

内閣総理大臣　野田　佳彦
国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志

東日本大震災復興特別区域法第四十九条第六項に規定する国土交通大臣、環境大臣等に対する協議に関する命令

1　東日本大震災復興特別区域法（以下「法」という。）第四十九条第六項の規定により同意を得ようとする被災関連市町村等（法第四十六条第三項に規定する被災関連市町村等をいう。次項において同じ。）は、協議書に復興整備計画（法第四十六条第一項に規定する復興整備計画をいう。）に記載しようとする法第四十九条第五項各号に掲げる事項を記載した書類その他国土交通大臣及び環境大臣が定める書類を添えて、これらを内閣総理大臣を経由して当該各号に定める者に提出するものとする。

2　法第四十九条第六項の規定により同条第八項第三号又は第四号に掲げる者に協議をしようとする被災関連市町村等は、協議書に前項の書類を添えて、これらを当該各号に定める者に提出するものとする。

**附　則**

この命令は、法の施行の日（平成二十三年十二月二十六日）から施行する。

# 省　令

## ○総務省令第百六十八号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十三条の規定に基づき、東日本大震災復興特別区域法第四十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十二日

総務大臣　川端　達夫